

安中市長選挙

選挙
特集号

投票日 4月12日(日) 午前7時～午後6時

私たちの一票を市政にいかすための大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

◆投票できる方◆

●投票ができる方は下表のとおりです。

国籍	日本国民である方
年齢	平成20年4月13日までに生まれた方
住所	令和8年1月4日までに安中市に転入の届出をした方で、引き続き3か月以上安中市の住民基本台帳に登録されている方
その他	投票日現在、公職選挙法の規定による選挙権の停止を受けていない方



●市内転居した方（安中市内で住所の異動があった方）

転居届を出されたタイミングにより、投票所が異なる場合があります。お手数ですが、お手元に届く投票所入場券をご確認の上、おたかしてください。

●市外へ転出した方

市外へ転出した方は、投票できません。また、投票所入場券が届いた方でも、投票する日までに転出した・転出する方は、投票できませんのでご注意ください。

◆投票所入場券◆

投票所入場券は、受付をスムーズに行うためのものです。住所、氏名、投票所を確認の上、投票の際には、ご自身の投票所入場券をお持ちください。紛失したり、届いていない場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できます。本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちになり、係の者にお声がけください。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日に投票所に行くことができない方は、4月6日(月)から期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所	所在地	期間・時間
安中市役所1階市民ロビー	安中市安中1丁目23番13号	4月6日(月)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
松井田庁舎1階第2会議室	安中市松井田町新堀245番地	

市ホームページに選挙各種情報を掲載しています。
<https://www.city.annaka.lg.jp/site/senkyo/>

お問い合わせ
安中市選挙管理委員会(345-3007)



郵便はがき

選挙

おもて

見本

【お知らせ】

- この入場券を投票所へ持参してください。
- 当日投票所へ行くことができない人は、あらかじめ期日前投票をすることができますので、下記の宣誓書に必要事項を記入し、この入場券を持参の上、次の投票所へお出かけください。

○安中市役所 1階市民ロビー
令和8年4月6日(月)～4月11日(土)
午前8時30分～午後8時

○松井田
令和8年4月 日(土)
午前

期日前投票する方のみご記入ください

期日前投票宣誓書

私は、この期日前投票当日、次の事由に該当する見込みであることを宣誓します。

- ・仕事、学業、冠婚葬祭、その他
- ・投票区外への外出、旅行、滞在
- ・疾病、出産、負傷のため歩行困難
- ・住所移転のため、市外に居住
- ・天災又は悪天候

令和8年 4 月 日

氏名 _____

生年月日 大・昭・平 _____ 年 月 日

住所 〒 _____

※表の宛先と同じなら住所欄の記入は不要です。

〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13
安中市選挙管理委員会 027-345-3007

期日前投票をするときには、入場券裏面の「宣誓書」に必要事項の記入が必要です。

あらかじめ、ご自宅で記入してお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。

期日前投票では、最終日に向かってつれて、混雑する傾向があります。

お早めの期日前投票のご利用をご検討ください。

名簿番号 _____

氏名 _____

投票日時 _____

投票所 / 所在 _____

(事務処理欄) ※事務処理欄は職員が使用します。

到着番号	名簿対照	投票方法	投票用紙交付
		<input type="checkbox"/> 代理投票 <input type="checkbox"/> 出字投票 <input type="checkbox"/> 仮投票 <input type="checkbox"/> 代筆の仮投票	

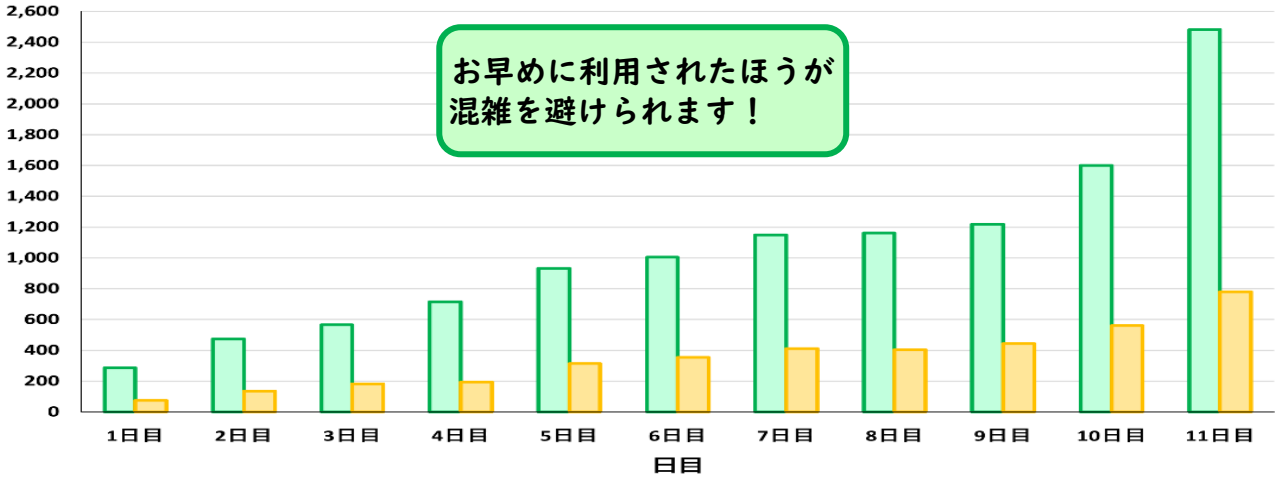
*この入場券は3月12日現在で作成しています。

期日前投票所別投票者数の推移

R8 衆院選

■安中市役所
■松井田庁舎

投票者数 (人)



◆不在者投票◆

●他市区町村に滞在しているため、滞在地で投票する場合

安中市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。投票用紙などを郵送しますので、届いた投票用紙などを滞在地の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

●入院・入所している病院、介護施設などで投票する場合

不在者投票ができる施設として指定されている病院や介護施設などで投票を行うことができます。希望する方は、施設の担当者にお申し出ください。

●不在者投票ができる市内施設は下表のとおりです。

安中市立碓氷病院	特別養護老人ホーム明嶺荘
医療法人済恵会須藤病院	ケアハウスジョリエやなせ
松井田病院	特別養護老人ホームのどの荘
医療法人信愛会本多病院	特別養護老人ホームなゆた
医療法人信愛会介護医療院本多病院	特別養護老人ホームうすいの里
医療法人済恵会介護老人保健施設めぐみ	特別養護老人ホーム楽聚
介護老人保健施設せせらぎ苑	特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型
介護老人保健施設うらく	サービス付き高齢者向け住宅ららさぎのみや
	介護付有料老人ホームななかまど
	メリィホームうすい
	地域密着型特別養護老人ホームしづの想い

市外施設に入所中の方は、入所されている各施設にご確認ください。

投票所と投票区域

投票区	投票所名	区域
1	中宿公民館	1区
2	下の尻公会堂	2区・2-2区
3	安中文化センター	3区・4区・6区
4	安中市役所	5区・7区・10区・11区
5	安中市勤労者会館 安中館	8区・9区・12区
6	原市第2区集会所	1区・2区・3乙区
7	原市第三甲区 住民センター	3甲区・5区
8	原市公民館	4区・9区
9	旧郷原分校	6区・7区
10	嶺公会堂※	8区
11	磯部温泉会館	1区・2区 1~18組
12	磯部公民館	2区 19組~・3区・4区
13	大竹住民センター	5区
14	中屋敷公会堂	1区・2区
15	東横野公民館	3区・4区
16	鰻橋研修施設	5区
17	前小峯公会堂	6区
18	岩野谷公民館	1~3区
19	東野殿公会堂	4区・5区
20	上組公会堂	7区
21	水境公会堂	6区
22	板鼻公民館	おおむね 旧国道18号線南側
23	老人福祉センター	おおむね 旧国道18号線北側
24	上秋間公会堂	1区
25	秋間公民館	2区・みのりが丘区・3区
26	あきまこども園	4区・5区

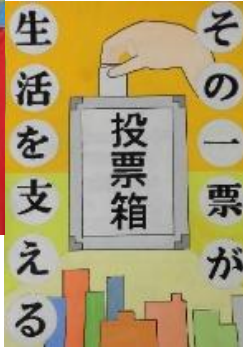
投票区	投票所名	区域
27	あさひ第二保育園	1区・2区
28	後閑公民館	3区・4区・5区 1~3組
29	安中市上後閑体育館	5区 4組~
30	安中市松井田庁舎	上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区・森崎区
31	ゆうあい館	上町区・仲町区・北横町区・南横町区・紺屋町区
32	下町集会所	下町区・新田琵琶ノ窪区
33	横川東住民センター	横川西区・横川東区(小山沢を除く)
34	旧白井小学校	五料西区・五料中区・横川東区のうち小山沢
35	平地区多目的活動施設	五料東区
36	坂本公民館	坂本1区・坂本2区・原区
37	入牧生きがいセンター	入牧1区・入牧2区
39	塚原公会堂	塚原区・法正寺区・大王寺区(正寺田を除く)
40	西横野小学校体育館	上人見区・大王寺区のうち正寺田・高野谷戸区・二軒在家区・鳥留北区・鳥留南区・別所区
41	まついだ保育園	源ヶ原区・八城東区・八城西区・行田区
42	下増田集会所	下増田区
43	高梨子地区転作促進施設	高梨子区(榎と谷津を除く)
44	九十九地区生涯学習センター	高梨子区のうち榎と谷津・国衛百石区
45	小日向ふれあいセンター	小日向区
46	細野4区多目的集會施設	土塩西区・土塩東区
47	新井住民センター	新井区
48	上増田東区八西住民センター	上増田東区(旧上増田10区と旧上増田10東区を除く)
49	十東区公会堂※	上増田東区のうち旧上増田10区と旧上増田10東区・上増田西区

※投票所の場所に御注意ください

※第10投票区投票所および第49投票区投票所は、前回の選挙から投票所が変わっています。お間違えのないようご注意ください。

ホームページで投票所の確認ができます。
<https://www.city.annaka.lg.jp/page/1401.html>





みんなで投票。みんなで参加。

